

建築基準法に規定する道路情報の公開について

本市の建築基準法第 42 条に規定する道路について、本市ホームページにおける下関市都市計画情報システムでご覧いただけるようになりました。

※注意事項

- ・指定道路図で「非道路」（破線）と掲載されている路線、色が示されていない路線、現地の道路幅員が 4m 未満の路線等については、建築指導課へお問い合わせください。
- ・建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する道路、同条同項第 5 号に規定する道路等の同システムの更新は、半年に 1 回程度となります。

◆検索方法の一部を下記に示します。

手順 1



① 本市ホームページ「しものせき情報マップ」をクリック

手順 2



② 「都市計画等に関する情報」をクリック

手順 3



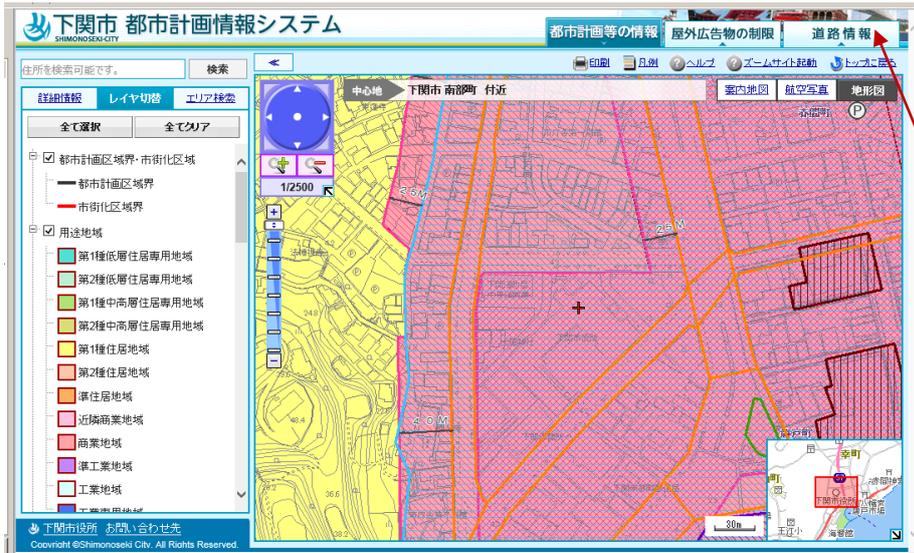
③ 住所を入力して検索をクリック

手順 4



④ 「地図表示」 をクリック

手順 5



⑤ 「道路情報」 をクリック

手順 6



⑥ 「指定道路」 をチェック

手順 7



⑦ 左の画面に切り替わる。

手順 8



⑧ 該当する路線をクリック

⑨ 道路種別が表示されます。